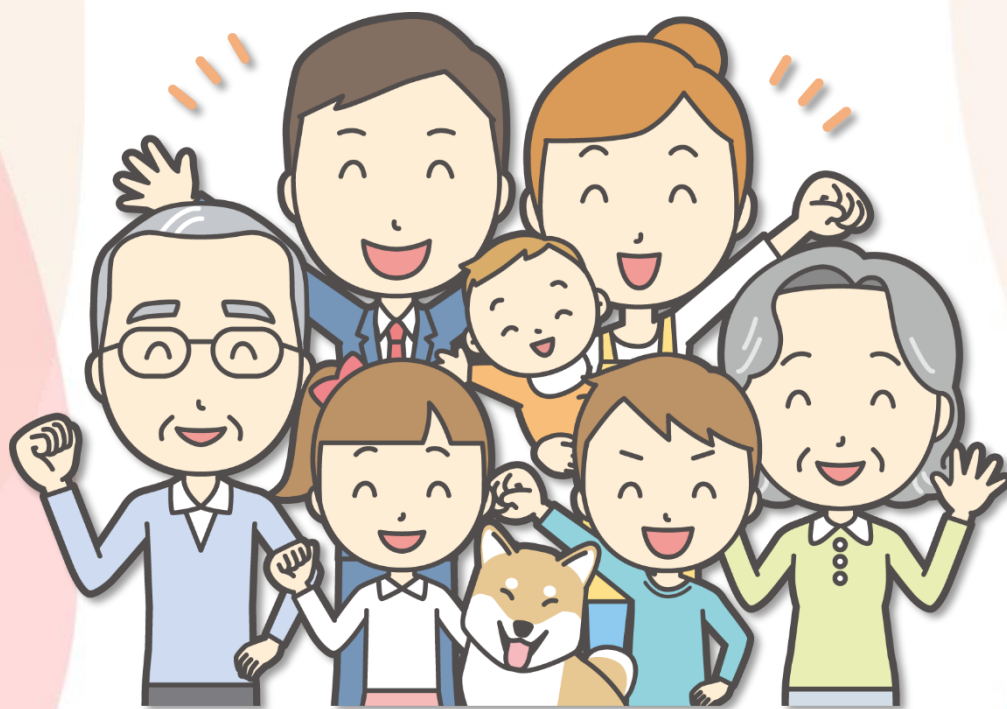


多可町 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

【概要版】



令和6年3月

多可町

計画策定の背景及び趣旨

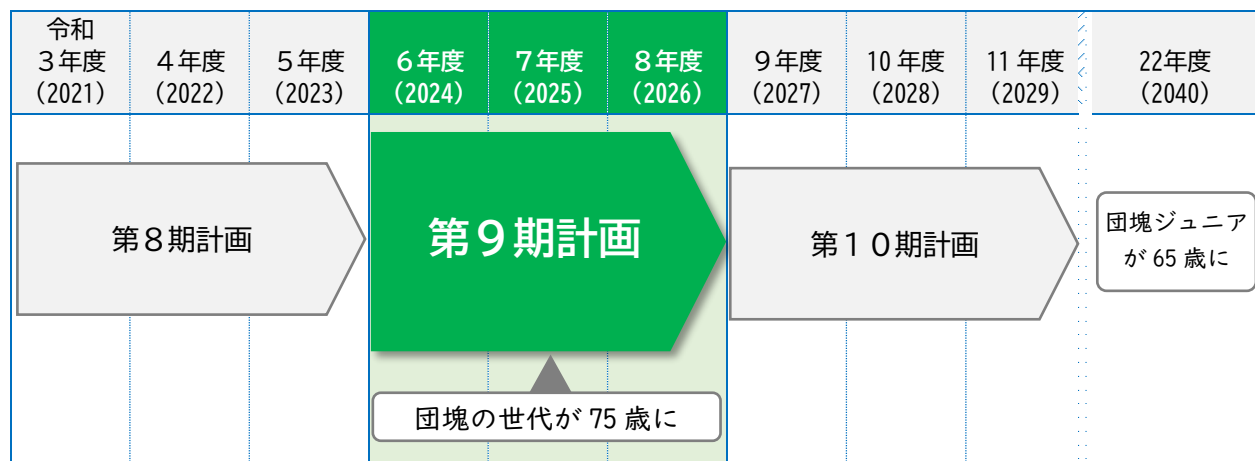
- ◆ 令和7年度(2025年度)には、いわゆる団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となります。また、その15年後の令和22年度(2040年度)には、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、介護が必要な高齢者をはじめ、認知症高齢者や医療と介護の両方が必要な要介護者の一層の増加が見込まれています。
- ◆ 本町の人口は、令和5年9月末日現在、19,033人で、そのうち65歳以上の高齢者は7,313人、総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は38.4%となっています。今後は、認知症高齢者など介護が必要な高齢者のさらなる増加が見込まれ、令和22年(2040年)以降を見通して、地域包括ケアシステムをさらに発展させた地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが必要となっています。
- ◆ 令和7年(2025年)、さらには令和22年(2040年)にむけて、本町の高齢者の動向を見据え、高齢者の自立支援と重度化予防をはじめ、介護保険制度の持続可能性の確保及び地域共生社会の実現に向け取り組むため、中長期的な視点に立った目標と具体的な施策を明らかにした「多可町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。

計画の位置づけ

- ◆ 本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体のものとして策定しています。

計画の期間

- ◆ 本計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定しています。

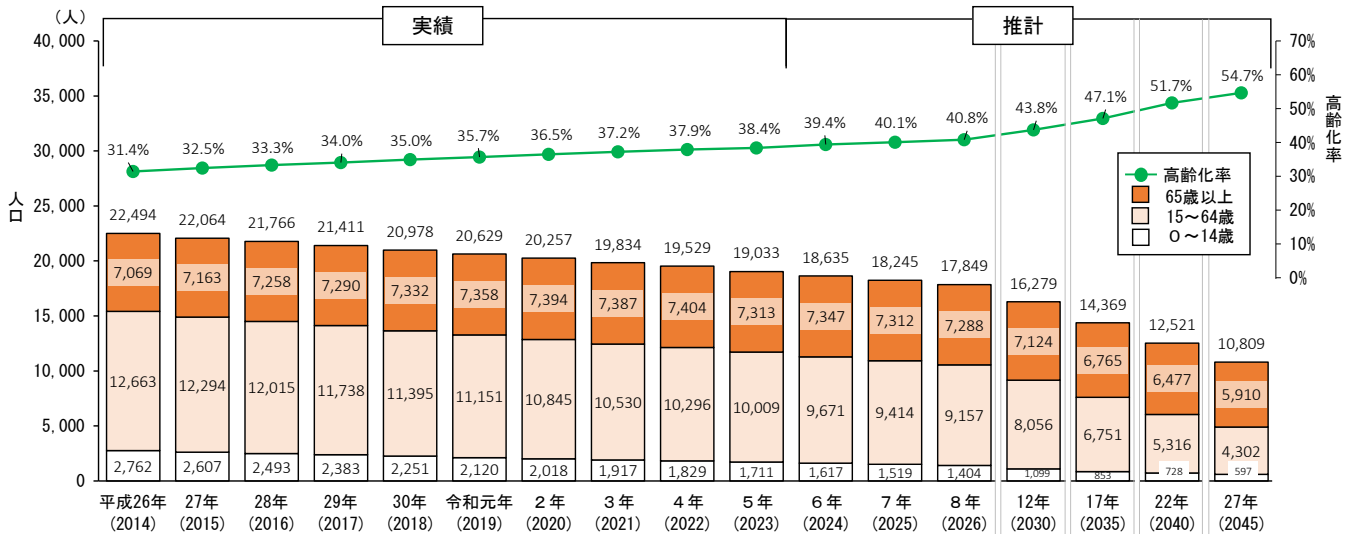


高齢者等の現状と将来展望

1 総人口及び高齢者人口の推移と今後の動向

- ◆ 本町の総人口は年々減少する中、年少人口と生産年齢人口も減少傾向にあります。高齢者人口はここ数年 7,300～7,400 人台で推移しています。
- ◆ 高齢化率は年々上昇し、令和 7 年(2025 年)に 40.0%に達し、令和 22 年(2040 年)には 51.7%と 5 割を超えるものと見込まれます。

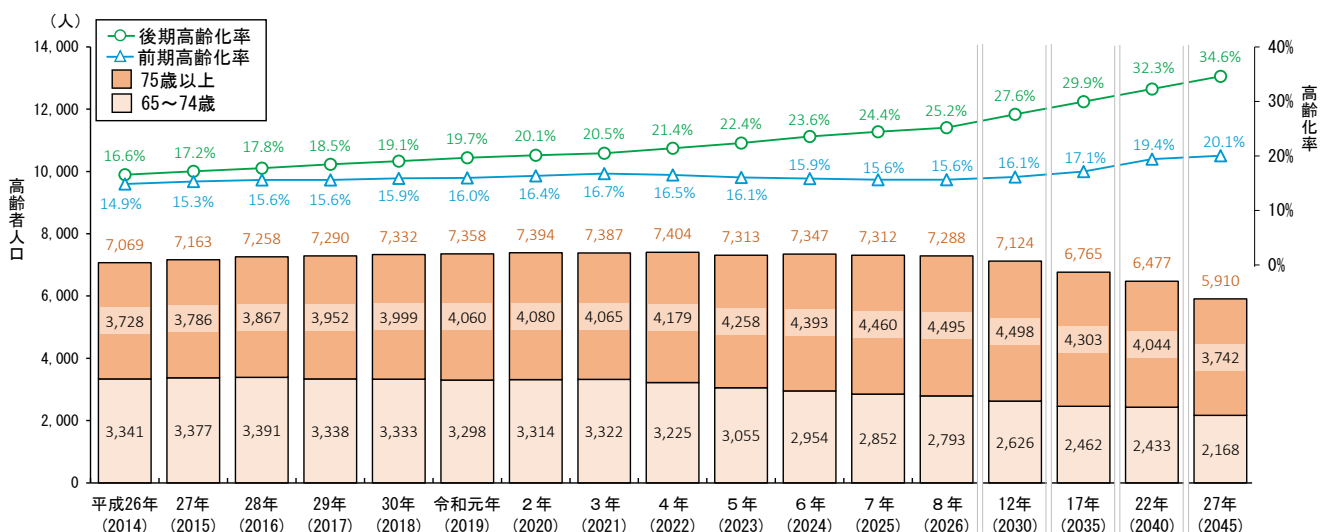
■ 総人口の推移と今後の動向



資料：住民基本台帳人口
推計値は住民基本台帳人口に基づきコーホート要因法により推計

- ◆ 高齢者の半数以上を占める 75 歳以上の方が増加傾向にあります。
- ◆ 令和 17 年(2035 年)頃までは、85 歳以上の高齢者の増加が進み、介護が必要な高齢者もますます増えることが予想されます。

■ 高齢者人口の推移と今後の動向



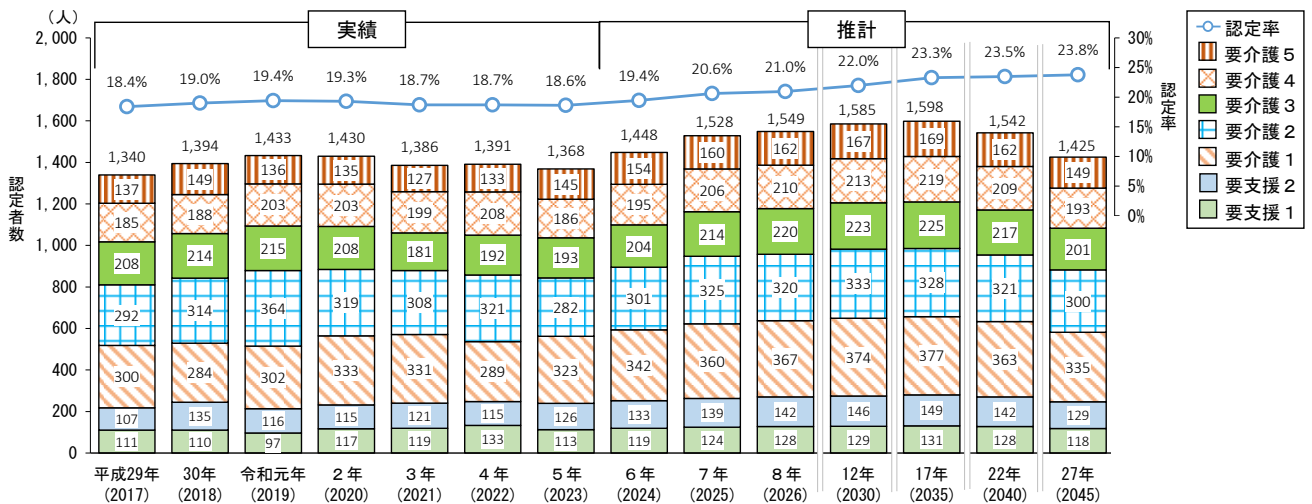
資料：住民基本台帳人口
推計値は住民基本台帳人口に基づきコーホート要因法により推計

高齢者等の現状と将来展望

2 要支援・要介護認定者の推移と今後の動向

- ◆ 要介護（要支援）認定者数並びに認定率は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった令和2年以降減少に転じています。
- ◆ 令和6年以降の要支援・要介護認定者数を推計したところ、令和17年（2035年）までは、85歳以上の高齢者の増加に伴い、認定者数も増える見込みです。令和7年（2025年）は1,528人（認定率20.6%）、令和12年（2030年）は1,585人（認定率22.0%）、令和17年（2035年）には1,598人（認定率23.3%）に達すると予測されます。
- ◆ 要介護（要支援）認定率は、75歳を超えると増加し、さらに80歳を超えると急激に高まることから、介護予防・重度化防止のための取組を推進し、状態の悪化を防ぐことが健康寿命の延伸につながります。

■要支援・要介護認定者数（認定率）の推移と今後の動向

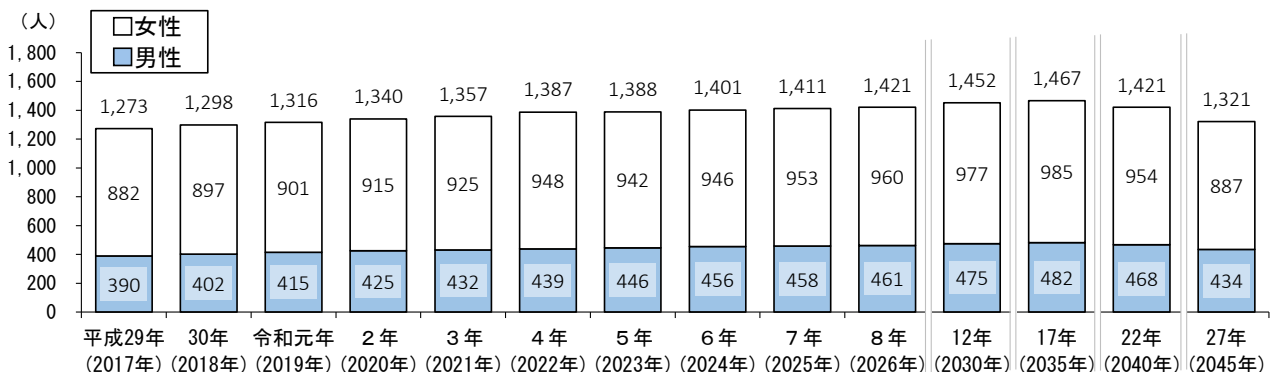


資料：実績値は「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末現在）
 ※認定者数は第2号被保険者を含む。認定率は第1号被保険者のみ。

3 認知症高齢者の推移と今後の動向

- ◆ 高齢者や要介護認定者の増加を背景に、認知症高齢者数も増加傾向にあります。

■認知症高齢者の推移と今後の動向



※厚生労働省科学研究費補助金認知症対策総合研究事業報告書（研究代表者 朝田隆 2013年）に示された認知症有病率に高齢者（推計）人口を乗じて算出

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

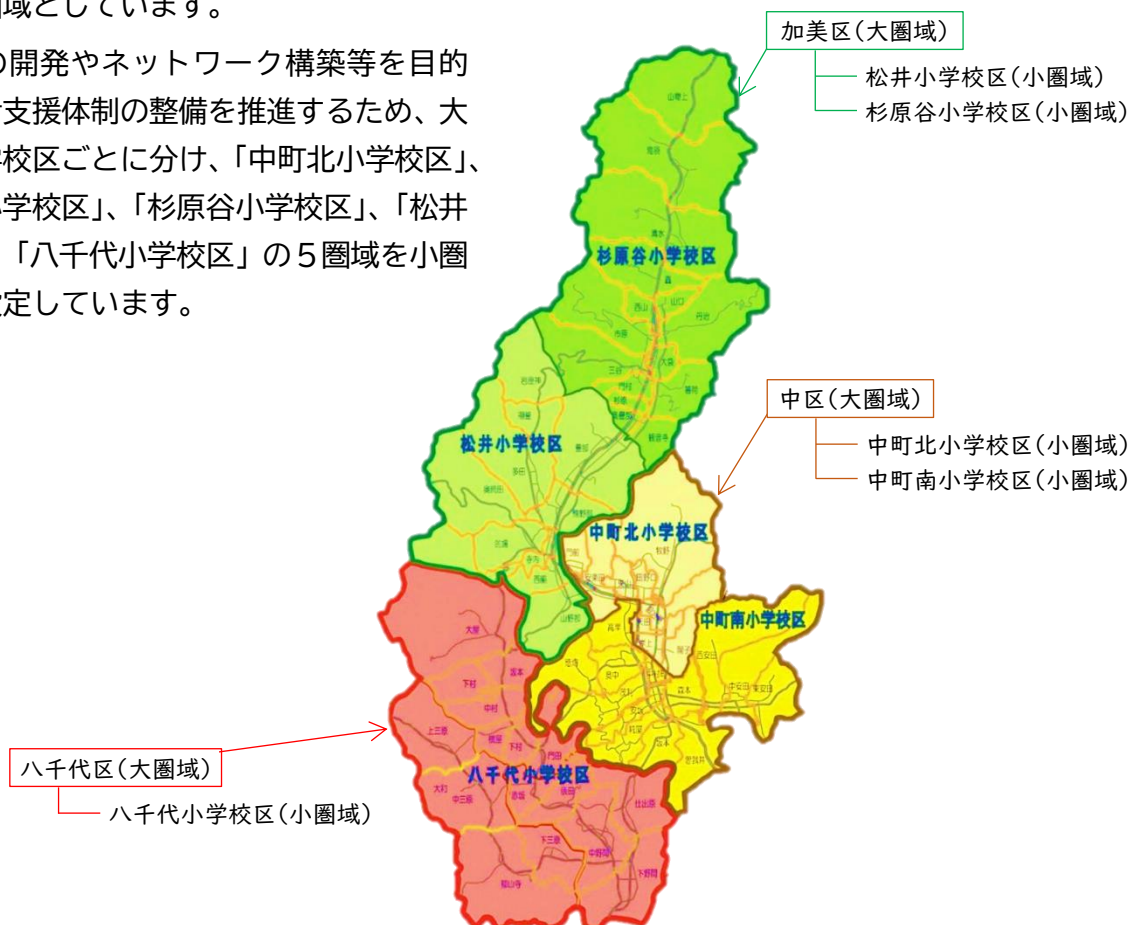
- ◆ 多可町では、「第2次総合計画（天 たかく 元気 ひろがる 美しいまち 多可 ～人がたからのまち きらり輝くまち～）」において掲げた『敬老の日発祥のまち』として、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心した生活を送ることができるまちをつくります。
- ◆ そのために、保健・医療・福祉等相互の連携強化を図りながら、要支援・要介護状態にならないよう、住民へ自発的な介護予防の取組を啓発し、介護が必要となったときも、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを利用しながら、地域で生活が送れるよう支援します。」という考え方に基づき、「みんなで支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念としています。

【基本理念】

みんなで支え合い、安心して健やかに
暮らせるまち

2 日常生活圏域の設定

- ◆ 多可町の日常生活圏域は、本町の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等から、従前の「中区」「加美区」「八千代区」の3圏域を大圏域としています。
- ◆ 地域資源の開発やネットワーク構築等を目的とした生活支援体制の整備を推進するため、大圏域を小学校区ごとに分け、「中町北小学校区」、「中町南小学校区」、「杉原谷小学校区」、「松井小学校区」、「八千代小学校区」の5圏域を小圏域として設定しています。



計画の基本方針と施策の展開

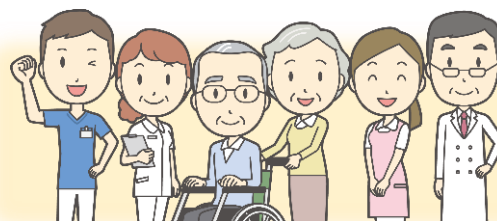
基本方針

1 地域における包括的支援と共生社会の推進

- ◆ 3つの大圏域と5つの小圏域からなる重層的な日常生活圏域を基盤に、ともに支え合う活力ある長寿社会をめざし、地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムにおいて重要な機能となる在宅医療と介護の連携のさらなる推進、またシステムの中心的な役割を担う地域包括支援センターの機能の充実を引き続き進めるとともに、多様化する支援へのニーズに対応できるよう、多職種、関係機関が連携するネットワークを強化します。
- ◆ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者、ひきこもり高齢者等支援が必要な高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組み、本町に暮らす高齢者等の生活を包括的・重層的に支援するための体制を推進します。

施策の展開

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 地域包括支援センター機能の充実
- 3 在宅生活継続のための支援体制の推進
- 4 認知症施策と権利擁護の推進
- 5 安全・安心な生活環境の充実



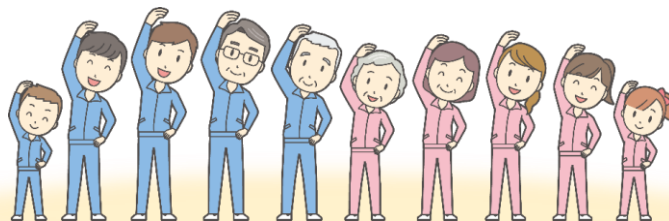
基本方針

2 健康づくりと自立支援の推進

- ◆ 地域における健康づくり活動や自立支援につながる取組を推進し、健康で健やかな生活が送れるように、また介護が必要な状態になっても、生きがい・役割を持って活躍できる地域づくりをめざします。

施策の展開

- 1 健康づくりの推進
- 2 介護予防・重度化防止の推進
- 3 社会交流・生きがい活動支援



計画の基本方針と施策の展開

基本方針

3 持続可能な介護保険運営に向けた施策の推進

- ◆ 高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活を継続できるよう、サービス提供体制の充実を図るとともに、住み慣れた地域において、自立した生活を続けるための保健・医療・福祉・介護サービスの切れ目ない提供体制を推進します。
- ◆ 適切なサービスが提供されるように、サービス従事者の専門的資質の向上を図るとともに、事業者に対してサービスの自己評価の取組や事業者情報を積極的に開示するよう働きかけます。
- ◆ 介護サービスの需要増加が見込まれる中で、介護が必要な人の受け皿として、身近な地域において高齢者を支援する介護人材の育成・確保に努めていきます。

施策の展開

- 1 介護給付適正化の取組の推進
- 2 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上
- 3 持続可能な介護サービスの充実・強化

介護保険サービスの給付費の見込み

- ◆ 第9期計画期間（令和6年度から8年度）の介護保険事業の運営にかかるサービス給付費等は、次のとおりです。本町の高齢者人口や要支援・要介護認定者数を推計し、第8期の給付実績等を踏まえ見込み、これら費用をもとに、第1号被保険者の保険料を算定しています。

●総給付費の見込み（第9期計画値）

（千円）

	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
介護給付費	2,542,397	2,699,023	2,755,291
予防給付費	69,154	72,844	74,699
制度改正に伴う財政影響額	0	0	4,414
総給付費(財政影響額調整後)	2,611,551	2,771,867	2,834,404

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

●地域支援事業費の見込み（第9期計画値）

（千円）

	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	42,199	47,000	44,634
包括的支援事業及び任意事業	89,800	95,800	101,800
地域支援事業費	131,999	142,800	146,434

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

●市町村特別給付の見込み（第9期計画値）

（千円）

	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
家族介護用品支給事業	5,000	5,000	5,000

介護保険料

- ◆ 第9期計画期間（令和6年度から8年度）における所得段階別の第1号被保険者の保険料は、次のとおりとなります。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金の受給者または世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等収入金額が80万円以下の人	×0.285	1,881円	22,572円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等収入金額が80万円を超え120万円以下の人	×0.485	3,201円	38,412円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等収入金額が120万円超の人	×0.685	4,521円	54,252円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等収入金額が80万円以下の人	×0.90	5,940円	71,280円
第5段階 【基準額】	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、第4段階以外の人	×1.00	6,600円	79,200円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.20	7,920円	95,040円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.30	8,580円	102,960円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.50	9,900円	118,800円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.70	11,220円	134,640円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.90	12,540円	150,480円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.10	13,860円	166,320円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.30	15,180円	182,160円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	×2.40	15,840円	190,080円

※第1段階から第3段階までの割合は、「公費による保険料軽減の強化」による軽減後の保険料率を記載しています。
（軽減前：第1段階0.455、第2段階0.685、第3段階0.69）